

社会

新しい保護司が
決まりました

12月1日付で新たに澤田宗博さん(羽田井)と米澤誠一さん(名和)が保護司として法務大臣から委嘱されました。

任期は2年で、犯罪・非行をした人の社会復帰を地域で支えるボランティアとして対象者・その家族などに指導を行ったり、相談にのるなどして立ち直りをサポートしていただきます。

「梨の花は春の雪」

の上映について

1月19日(土) 14時～

場所：生活想像館わくわくホール
(中山温泉館内)

鳥取県西部を舞台にした市民シネマ「梨の花は春の雪」が大山町でも上映されます。チケット(大人 1,000円・子ども(小学生以下) 500円)を各公民館で取り扱っております

■問い合わせ先
中山公民館 ☎0858-58-2334

愛玩用の鳥類を
飼育している
皆さんへ(お願い)

昨年度、国内でも鳥インフルエンザが発生しております。この感染については、渡り鳥によりウイルスが運ばれる可能性が高いと考えられています。愛玩用の鳥類を飼育しておられる方は、野鳥との接触を避け、清潔な飼育環境を保つようお願いいたします。

また、原因が分からないまま次々と死んでしまうなど、鳥に異常が見られたら直ちに左記へ連絡してください。

■連絡先

西部家畜保健衛生所
☎0859-62-0140

農林水産課
☎0859-54-5205

ふるさと振興課(大山)
☎0859-53-3186

ふるさと振興課(中山)
☎0858-58-6116

く飼育上のお願(注意事項)

- ① 鳥の様子をこまめに観察する。
- ② 野鳥との接触を避けるため、放し飼いはやめて小屋の中で飼育する。

い、野鳥の侵入する可能性がある場合は、防鳥ネットなどで覆う。

③ 餌や飲み水は、毎日新鮮なものを与える。

④ 鳥小屋・餌箱などを定期的に消毒する。

⑤ 鳥を触った後は、手洗いやうがいを行ってください。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方へ

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方(本人)に、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。(過去に内閣総理大臣名の書状などを受けられた方も対象)

請求書は福祉保健課または各支所の福祉課の窓口にあります。請求期間は平成21年3月31日までです。

資格要件などのお問い合わせは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで。

○フリーダイヤル

0120-234-933

(月)金 9時15分～17時15分、土日休

○ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

道路交通法が一部改正されました

悪質な運転による交通事故が後を絶たない状況の中、交通事故防止と交通安全のため、道路交通法が改正されました。特に、飲酒運転等に対する罰則が強化されました。一人ひとりが交通事故を起こさないよう交通ルールを正しく理解し、守りましょう。

運転者本人

1 運転者本人が飲酒運転をした場合の罰則が強化されました。

	改正前	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
飲酒検地拒否	30万円以下の罰金	3カ月以下の懲役 または 50万円以下の罰金

平成19年
9月19日施行

運転者の周辺

2 飲酒運転を行うおそれがある運転者に

- 車を提供すると、5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- お酒を提供すると、3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。また、運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら、自分を送ってもらうように依頼し、同乗することも3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

3 「ひき逃げ」の罰則が、10年以下の懲役または100万円以下の罰金になりました。

4 悪質な違反行為により免許の取り消しを受けた場合、3年以下10年を超えない範囲で免許の取得ができなくなりました。

5 飲酒運転など所定の違反をしていると認められた場合以外、免許証の提示は任意でしたが、違反をしたり、事故を起こした際は、免許証の提示が義務化されました。

来年6月までに施行予定

自転車利用対策

保護者は、児童・幼児の自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるよう努力しましょう

被害軽減対策

車の運転席や助手席だけでなく後部座席の同乗者もシートベルト着用が完全義務化されます

高齢運転者対策

75歳以上の運転者について、車に「高齢運転者標識」(紅葉マーク)の表示が義務化されます